

「財務応援 Super/Lite」(Ver.8.5) 青色申告決算書及び Windows8 対応版のご案内

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。
標記の件につきましてご案内申し上げます。
よろしくご査収のほどお願いいたします。
なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。
あらかじめご了承ください。

発売予定日

2013年1月中旬リリース予定

バージョンアップ対象

Ver.8.3以降

改正内容

改正内容

- 青色申告決算書様式変更
青色申告決算書の事業期間「自」「至」の年月日欄がOCRになります。
- 減価償却資産の定率法の改正
 1. 定率法償却率の改正（200%定率法による償却率）
平成24年4月1日以後取得される資産の定率法の償却率が引き下げられました。従来は、定額法償却率の2.5倍（250%定率法）でしたが、改正後は、定額法償却率の2倍（200%定率法）による償却率になります。
 2. 200%定率法に関する経過措置
 - (1) 平成24年分において平成24年4月1日から同年12月31日までの間に減価償却資産の取得した資産も250%定率法で償却することができます。
 - (2) 平成24年分の確定申告期限までに届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、平成24年分または平成25年分より、平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した250%定率法の資産を200%定率法に変更して償却することができます。
※適用を受ける最初の年分において、調整前償却額が償却保証額に満たない減価償却資産については、この特例を受けることはできません。
 3. 経過措置適用時の青色申告決算書／収支内訳書 減価償却費欄の記載方法
 - ・平成24年4月1日から同年12月31日までに減価償却資産を取得し、250%定率法により償却費を計算する場合、摘要欄に「250%定率法」と記入します。
平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した減価償却資産について200%定率法により償却費の額を計算する場合、減価償却費の計算欄はそれぞれ次のように記載します。

(イ) 取得価額 (償却保証額)	200%定率法を適用する経過措置の適用を受ける初回の年分の前年末の未償却残高を取得価額として記入します。 下段のカッコ内に償却保証額（取得価額×保証率）を記入します。
(ロ) 償却の基礎になる金額	イにおいて取得価額とした金額を記入します。 ただし、調整前償却額が償却保証額未済となる年分以降は改定取得価額（最初に調整前償却額が償却保証額未済となる年の期首未償却残高）を記入します。
耐用年数	耐用年数から一定の経過年数を差し引いた年数を耐用年数として記入します。
摘 要	「200%定率法」と記入します。

プログラムの対応内容について（予定）

- 青色申告決算書様式変更
青色申告決算書の事業期間「自」「至」の年月日欄をOCRに変更します。
- 減価償却資産の定率法の改正
青色申告決算書、収支内訳書の減価償却費の計算欄について、次の対応を行います
 1. 定率法償却率の改正（200%定率法による償却率）
200%定率法による償却率に対応します。入力された耐用年数から、償却率、改定償却率、保証率を表示します。
償却方法の選択に、【200%定率】を追加し、従来の【定率】を【250%定率】に変更します。
※「償却方法欄」の印刷は、【250%定率】【200%定率】のどちらが選択され場合も、「定率」となります。
 2. 200%定率法に関する経過措置
償却方法を設定する際に、画面下のガイダンスに「定率法で経過措置を適用する場合は摘要欄に「250%定率法」または「250%定率法」と記載してください」のコメントを表示します。
（摘要欄への入力は別途行ってください。）
 3. 所得税連動データファイルに200%定率の対応
所得税連動データファイルに200%定率の対応を行います。
- Windows 8 対応
Windows 8 での動作に対応します。Windows 8 での動作においては、入力エリアが1バイト不足して、MAX 桁の入力をするると、ところどころで表示が欠ける現象が発生します。現行バージョンは動作保証外ですので、バージョンアップを行ってください。

※財務応援 Lite は収支内訳書には対応されていません。

⚠ データの互換性について

旧バージョン（財務会計応援 Super・Lite Ver.8.4/8.3）とのデータのやりとりは可能です。ただし、旧 Ver で償却方法を変更した場合は、新 Ver で償却方法を確認してください。

保守にご加入されていない方



保守サービス契約には以下の**特典**があります。
まだご加入いただいていないお客様は、ぜひご加入をご検討ください。

ポイント1

安心電話サポート
システムの操作に関する不明点をお問い合わせいただけます。

ポイント2

法改正・機能アップ製品の無償提供
法改正・機能アップ等に伴うバージョンアップ版を無償でご提供いただけます。

ポイント3

原本ディスクの破損交換サービス
原本ディスクが破損してしまった場合、無償で交換いたします。（年間1回まで）

お問い合わせ先



北海道オフィス・システム株式会社 TEL 011-632-5005

弊社営業担当 または インストラクターまでご連絡ください